

教育委員会提出議案

第11号議案

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（平成12年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。

(説 明)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等の一部改正に伴い、定年前再任用
短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

教職調整額に関する規則（平成12年教育委員会規則第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p>	<p>（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。</u></p>